

神戸商工会議所 雇用対策説明会 Part2

同一労働・同一賃金対応セミナー

～中小企業に求められる「従業員への待遇差に関する説明義務」に対応！～

2021年4月より「パートタイム・有期雇用労働法」が中小企業にも適用され、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の不合理な格差を是正する「同一労働・同一賃金への対応」が義務化されましたが、中小企業では同法への対応が進んでいないのが現状です（※日商・東商2021年4月「コロナ禍における雇用・就業面での対応等に関する調査」では、中小企業の4割以上が未対応）。

そこで、神戸商工会議所では、中小企業の法対応を支援するため、下記の通り説明会を開催し、同一労働・同一賃金の基礎知識や不合理な待遇の判断基準、格差解消に向けた対応方法、企業の取り組み事例などを紹介します。周知ご協力並びに当日取材方、宜しくお願いします。

記

■特 徴

- ・働き方改革に関する豊富な指導経験を有する社会保険労務士による講話
- ・待遇格差に関するガイドラインを用いて、中小企業に求められる具体的な対応策を解説
- ・支援企業の取り組み事例に基づく成功・失敗例を紹介
- ・コロナ禍でも参加しやすい「ハイブリッド形式」でセミナーを開催します。

■概 要

日 時：令和3年9月28日（火）14：30～16：30

開催形式：会場（当商工会議所会議室）とオンライン（Zoom）のハイブリッド形式

講 師：兵庫働き方改革推進支援センター

特定社会保険労務士 北井 一行 氏

内 容：「同一労働・同一賃金対応セミナー」

1. 働き方改革と同一労働・同一賃金の基礎知識
2. 同一労働・同一賃金への対応方法
3. 企業の取り組み事例（トラブルや成功事例）

定 員：会場は先着80名、オンラインは先着100名

受講料：無料

申込方法：神戸商工会議所サイトよりお申込みください。 (<https://questant.jp/q/douitu>)

※詳細は添付のチラシをご参照ください。

以 上

【本件担当】

神戸商工会議所 会員事業部人材開発チーム（高森・塩崎）内線：511

TEL：078 - 303 - 5808 / FAX：078 - 303 - 2313

同一労働・同一賃金対応セミナー

— 不合理な格差を是正し、働きやすい魅力ある会社に! —



働き方改革の一環として、パートタイム・有期雇用労働法が施行され、中小企業においても、2021年4月より、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の不合理な格差を是正する取り組み（同一労働・同一賃金への対応）が義務化されました。

当セミナーでは、同一労働・同一賃金の基礎知識や対応方法、取り組み事例などを解説します。

受講料
無料

日時 2021年9月28日(火) 14:30~16:30

会場: 80名 (先着順)
定員
オンライン: 100名

開催形式 会場とオンライン (Zoomウェビナー) のハイブリッド形式

会場 神戸商工会議所3階 会議室 (神戸市中央区港島中町6-1)

講師 兵庫働き方改革推進支援センター 特定社会保険労務士 北井 一行 氏

- 内容
- 働き方改革と同一労働・同一賃金の基礎知識
 - 同一労働・同一賃金への対応方法
 - 企業の取り組み事例 (トラブルや成功事例)

参加手順 ① 右記URLまたはQRコードにアクセスし、必要事項をご入力ください。

② 受講票は発行いたしませんので、会場参加の方は、当日に上記会場へお越し願います。

〈申込用URL〉

<https://questant.jp/q/douitu>



※ご来場される方は、新型コロナウイルスの感染対策 (事前検温やマスク着用等) へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

※オンラインで参加される方には、開催前日までに視聴用URLをメールでご連絡いたします。

「パートタイム・有期雇用労働法」 改正のポイント (2020年4月1日施行)

同一労働・同一賃金
まるわかりBOOK
(日本商工会議所)は
こちら▶



1. 不合理な待遇差の禁止

同一企業内において、正社員と非正規社員との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることが禁止されました。不合理な待遇差は、待遇ごとの性質・目的を考慮し、職務内容や人材活用の仕組み等の違いに応じて判断されます。

2. 待遇に関する説明義務の強化

短時間・有期雇用労働者の雇入れ時と当該労働者から求めがあった時、事業主は正社員との待遇差の内容及び理由について説明する義務が課せられました。

3. 行政による履行確保措置及び裁判外紛争解決手続に関する規定の整備

短時間・有期雇用労働者と正社員との間の待遇差等に関する裁判外紛争解決手続 (行政ADR)、行政による事業主への助言・指導等の根拠規定が整備されました。

▶ 中小企業においては、雇用形態ごとの待遇の違いについて検証を行い、不合理な待遇差があれば是正することが求められます!

神戸商工会議所
会員事業所の
皆さま

厚生労働省 兵庫労働局

兵庫働き方改革推進支援センター

中小企業の「働き方改革」応援します

中小企業に役立つ「働き方改革」に関する助成金

人材確保等支援助成金 (テレワークコース)

2021年4月創設

テレワークを新規導入・実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等で効果をあげる中小企業のテレワークに用いる通信機器の導入・運用、就業規則の作成・変更等の取り組みを助成します。

高年齢労働者処遇改善 促進助成金

2021年4月創設

60歳から64歳までの高年齢労働者の処遇改善に向けて、就業規則等の定めるところにより高年齢労働者に適用される賃金規定等の増額改定に取り組む事業主を助成します。

業務改善助成金

2021年8月改正

事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資等(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)を行った場合、費用の一部を助成します。制度改正による拡充・要件緩和で使いやすくなりました。

お気軽に
ご利用ください

センターが実施している支援サービス

「働き方改革関連法」の施行にともない、3年前に各都道府県に「働き方改革推進支援センター」が設置されました。令和2年度は、電話相談に加え、専門家を企業に派遣する訪問支援を県内・750社に行いました。

① 電話相談

電話・来所・メールでの相談に応じます。
9:00～17:00(土日祝を除く)

② 企業訪問支援

企業に専門家を派遣しています。
1社6回まで無料です。詳細は裏面に掲載。

③ 相談会を実施

県内各地域で相談会を行い個別相談に応じています。

④ 講師派遣

セミナー、オンラインセミナー、勉強会に無料で講師を派遣しています。



連絡・申込み先

兵庫働き方改革推進支援センター (厚生労働省兵庫労働局委託事業)

TEL フリーダイヤル **0120-79-1149** FAX 078-515-6757

Mail hyogo-hatarakikata@lec-jp.com

住所 神戸市中央区八幡通3-2-5 IN東洋ビル6F

令和3年7月1日
左記に移転



<https://public.lec-jp.com/hataraki-hyogo/>